

特記仕様書（案）

業務名	不動川公園広域的防災拠点整備検討業務
業務番号	5－建委－15
業務場所	木津川市山城町平尾 地内
履行期間	契約締結日の翌日から令和6年9月30日まで

第1条（適用範囲）

本仕様書は、木津川市（以下「発注者」という。）が実施する「不動川公園広域的防災拠点整備検討業務」（以下「本業務」という。）に適用するものであり、これに示す以外は「土木設計業務等共通仕様書（案）」（令和元年8月京都府）（以下「共通仕様書」という。）、その他関係基準及び関連する関係諸法令に基づくものとする。

第2条（目的）

本業務は、現在事業中の、国道24号城陽井手木津川バイパスに隣接する不動川公園に関し、木津川市地域防災計画において「広域的防災拠点」として位置付けられたことに伴い、当該拠点に必要な施設の規模、機能等の検討を行い、整備基本構想を策定するものである。

第3条（一括委託又は一括下請けの禁止）

受注者は、委託業務の全部、又は一部分を第三者に委託、若しくは請負わせてはならない。ただし、発注者が認めた場合は、この限りではない。

第4条（技術者の要件）

本業務における管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、下記の資格及び実績を有する者とし、「参加意向表明書類又は技術提案書提出時」に記載された者を配置すること。なお、下記ア）～キ）に該当する場合等やむを得ない場合に限り変更を認める。

技術者を変更する場合は、本仕様書に定められた配置予定技術者に係るすべての条件を満足し、かつ変更前の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。また、変更後の技術者のテクリスへの実績登録については、従事期間及び従事内容を考慮して、登録を認めない場合がある。

- ア) 病気等により技術者としての職務が遂行できないと判断された場合
- イ) 当該技術者が死亡した場合
- ウ) 当該技術者が退職した場合
- エ) 当該技術者が真にやむを得ない理由により転勤となった場合
- オ) 当該技術者が出産、育児、介護のため職務が遂行できない場合
- カ) 発注者の責により履行期間延長となった場合
- キ) その他の理由による場合

（1） 管理技術者

管理技術者は、下記①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者であること。また、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上の雇用関係）にある者であることとする。なお、管理技術者は、他の技術者と兼ねることはできない。

①以下のいずれかの資格を有する者

- ア 技術士（総合技術監理部門：建設部門の選択科目「都市及び地方計画」に限る）の資格を有し、技術士法による登

録を行っている者

- イ 技術士「都市及び地方計画部門」の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ウ R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- エ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）により「都市計画及び地方計画部門」の技術管理者として、国土交通大臣に認定された者（以下「国土交通大臣認定者」という。）
- オ 国土交通省登録技術者資格^{※1}（施設分野：「都市計画及び地方計画」、業務：計画・調査・設計）
 - ※1 国土交通省登録技術者資格とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定（平成26年11月28日国土交通省告示1107号）第二条2項により国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

- ②平成25年度以降公告日までにおいて、国又は地方公共団体等が発注した同種業務についての実績（完成）を有する者であること。ただし、管理技術者又は担当技術者として配置された実績に限るものとし、再委託による業務又は照査技術者としての実績は含まないものとする。なお、同種業務とは、以下の内容のいずれかを実施した業務のことをいう。
- ・公園リニューアル（再整備）を含む公園整備基礎調査業務又は基本設計業務
 - ・防災公園整備検討又は、事業化の検討業務

（2）照査技術者

照査技術者は、以下のアからオのいずれかの資格を有し、かつ、公益社団法人日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の資格を有する者であること。また、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上の雇用関係）にある者であることとする。なお、業務実績については求めないが、照査技術者は、他の技術者と兼ねることはできない。

- ア 技術士（総合技術監理部門：建設部門の選択科目「都市及び地方計画」に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- イ 技術士「都市及び地方計画部門」の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

- ウ R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- エ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）により「都市計画及び地方計画部門」の技術管理者として、国土交通大臣に認定された者（以下「国土交通大臣認定者」という。）
- オ 国土交通省登録技術者資格^{※1}（施設分野：「都市計画及び地方計画」、業務：計画・調査・設計）
- ※1 国土交通省登録技術者資格とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定（平成26年11月28日国土交通省告示1107号）第二条2項により国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

（3）担当技術者

担当技術者は、以下のアからオのいずれかの資格を有し、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上の雇用関係）にある者であることとする。なお、業務実績については求めないが、最低1名配置すること。

- ア 技術士（総合技術監理部門：建設部門の選択科目「道路」又は「都市及び地方計画」に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- イ 技術士「道路部門」又は「都市及び地方計画部門」の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ウ R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- エ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）により「道路部門」又は「都市計画及び地方計画部門」の技術管理者として、国土交通大臣に認定された者（以下「国土交通大臣認定者」という。）
- オ 国土交通省登録技術者資格^{※1}（施設分野：「道路」又は「都市計画及び地方計画」、業務：計画・調査・設計）
- ※1 国土交通省登録技術者資格とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定（平成26年11月28日国土交通省告示1107号）第二条2項により国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

第5条（提出書類）

「発注者が指定した様式」とは、木津川市が定める土木設計業務等関係書類の様式をいう。

第6条（打合せ等）

本業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ（3回）、成果品納入時の計5回を行うものとし、受注者は、打合せ記録簿を作成し、発注者へ提出するものとする。ただし、中間打合せについては、監督職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、打合せは原則として、管理技術者が立ち会うものとする。

第7条（秘密保持）

受注者は、契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡、又は貸与してはならない。また、業務で知り得た内容、情報等を第三者に漏洩してはならず、業務完了後も同様とする。そのため受注者は、これらの情報保護の観点から、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証、又はプライバシーマーク（Pマーク）の付与を受けている者とする。

第8条（土地への立入り等）

- 1 現地調査を実施する場合、作業班の内1人は必ず身分証明書を携帯して、業務に当たるものとする。
- 2 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
- 3 身分証明書の内容については、委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
- 4 身分証明書の発行対象者は原則として、管理技術者とする。ただし、調査員の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- 5 受注者は、業務が完了した場合、又は契約が解除されたとき等、身分証明書が不要となったときは、遅滞なく発注者に返却するものとする。
- 6 強制立入等で関係法令に基づく身分証明書については、別途とする。
- 7 業務の実施に伴う植物の伐採、かき、さく等の除去、又は土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失について

は、受注者の負担とする。

第9条（業務内容）

本業務の内容については、以下のとおりとする。

（1）計画準備

本業務の実施にあたり、業務の目的・主旨を把握した上で、業務内容を確認し、業務概要、実施方針、業務工程、打合せ計画等を記載した業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

（2）検討条件の整理

①上位・関連計画等の概況整理

上位・関連計画等における不動川公園の位置づけを整理するとともに、広域的防災拠点としての役割や整備内容を抽出する。

②計画地及び周辺の概況整理

不動川公園及び周辺の土地利用状況やインフラ整備状況等を整理するとともに、広域的防災拠点の整備に向けた課題を抽出する。

③整備に向けた基本的な考え方の整理

上位・関連計画や計画地及び周辺の概況等を踏まえ、防災機能を有する公園整備に向けた基本的な考え方を整理する。

（3）公園機能の検討

①災害時の機能・施設等の検討

広域的防災拠点としての位置づけから、規模、求められる機能を設定する。また、周辺の公共公益施設と防災機能の役割分担の考え方を整理し、平常時、災害時の時間経過に伴う利用の変化も考慮して、導入すべき防災関連施設を

検討する。

②平常時の機能・施設等の検討

都市公園（地区公園）に求められる機能や計画地の特性を踏まえて、不動川公園の平常時の機能と整備施設を検討する。

③ゾーニング・動線計画の検討

平常時及び災害時のゾーニング及び動線を検討し、それぞれのゾーニング・動線計画図を作成する。

④基本構想の策定

上記①～③に基づき基本構想を策定する。

（４）事業計画の検討

①概算事業費の算定

公園機能の検討（ゾーニング・動線計画図）から、概算事業費を算定する。

②管理運営手法の検討

公園機能の検討及び概算事業費から、市の財政負担軽減に寄与する管理運営手法を整理する。

③事業スケジュール案の検討

本事業の全体スケジュール案を検討する。

（５）今後の課題整理

①事業化に向けた課題整理

本業務の検討結果を踏まえ、事業完了までに想定される今後の検討課題を整理する。

（６）概略設計

上記の検討結果を踏まえ、公園及びアクセス道路の概略設計、概算数量及び概算工事費の算出を行う。

(7) その他

①会議打合せ等に係る開催支援

基本構想策定等に係る庁内プロジェクトチーム等の会議の開催について、以下の支援を行う。会議の回数は2回を想定し、1回あたりの規模は30人程度とする。

ア) 会議資料の作成、説明、想定質疑応答等の補助

イ) 議事録の作成、議事概要の取りまとめ補助

②関係機関協議

事業予定区域に近接する河川管理者及び道路管理者、その他、上下水道部局、関西電力㈱等との事前協議のための資料を作成、協議打合せの補助を行うものとする。なお、協議回数は、計2回程度を想定している。

③照査

以下の内容について照査を行うこととする。

ア) 設計方針、設計条件等の妥当性

イ) 断面形状、施設配置計画、施行計画等の妥当性

ウ) 成果品の適合性、整合性

④報告書作成

本仕様書に基づき、業務成果を分かりやすく取りまとめて報告書を作成する。

第10条 (成果品の提出)

報告書の提出部数は1部とし、電子データとしてCDも2部提出すること。(電子データの様式については、監督職員と協議の上決定する。)

第11条（土木設計業務等変更ガイドラインの遵守）

業務の変更にあたっては、「土木設計業務等変更ガイドライン（令和4年4月、木津川市建設部）」を遵守して行うものとする。

第12条（その他特記事項）

- 1 業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- 2 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに修正するものとする。
- 3 報告書の作成においては、章・節等を明瞭にするものとし、設計業務に係わり使用した「図書・基準書」は報告書の設計条件に明記するとともに、「式・数値基準」については、関係図書及び記載箇所を明示するものとする。
- 4 報告書において、電算の結果書を添付する場合は、その入力条件及び計算式が明瞭に確認できる記述を行うものとし、電算の結果書の添付を行わない場合は、計算結果が明確に確認できるようにするものとする。
- 5 設計業務にあたって、明確な計算手法が認められない場合は、計算過程において、その式を採用した根拠を工学的観点より報告書に論述するものとする。
- 6 報告書中に使用、又は準用した式及び数値の根拠等について、監督職員より問い合わせ等があった場合は、文書で監督職員の指定する期日までに報告するものとする。
- 7 基準書などについては、最新版を用いるとともに、監督職員と協議の上、必要に応じ基準の改訂を先取りすること。また、用いた仕様書や基準書の一覧を作成すること。

以上